（貨物専用不定期航路事業）

第二十三条　貨物専用不定期航路事業を営む者は、国土交通省令で定めるところにより、その事業の開始の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更したときも、同様とする。

２　貨物専用不定期航路事業を営む者は、その事業を廃止したときは、国土交通省令で定めるところにより、廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

３　第十条の二の規定は、貨物専用不定期航路事業について準用する。

第二十三条の次に次の節名を付する。

第四節　雑則

第二十三条の二中「人の運送をする船舶運航事業に使用する」を「一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業、貨客定期航路事業、旅客不定期航路事業又は一般不定期航路事業（第三十二条の三第二項から第四項まで、第三十二条の七第二項から第四項まで及び第四十三条において「旅客運送船舶運航事業」という。）の用に供する」に改める。

第二十五条第一項中「人の運送をする不定期航路事業」を「旅客不定期航路事業、一般不定期航路事業」に、「に使用する」を「の用に供する」に改める。

第二十五条の二中「第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項」に改める。

第二十八条第三号中「貨物定期航路事業者」を「貨物定期航路事業を営む者（次条第一項及び第三項において「貨物定期航路事業者」という。）」に改める。

第三十条中「の各号」を削り、同条第三号中「第十九条の六（第十九条の七において」を「第十条（第十九条の六第二項及び第十九条の十六第一項において準用する場合並びに第二十条第二項及び第二十条の二第三項において読み替えて」に改め、「含む」の下に「。次条において同じ」を加え、同条第六号中「運賃のべもどし」を「運賃延戻し」に、「以下」を「以下この号において」に改める。

第三十一条中「以下」を「以下この条及び次条において」に、「第十九条の六（第十九条の七において準用する場合を含む。）」を「第十条」に改める。

第三十二条の二中「人の運送をする貨物定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。）」を「対外旅客定期航路事業、貨客定期航路事業、旅客不定期航路事業又は一般不定期航路事業」に改める。

第三十二条の三第二項から第四項まで及び第三十二条の七第二項から第四項までの規定中「人の運送をする船舶運航事業」を「旅客運送船舶運航事業」に改める。

第三十三条中「第二十条第一項及び第三項」を「第二十三条第一項及び第二項」に改める。

第三十九条の二第三項第一号及び第三十九条の三中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第四十二条第一項中「もの」を「部分」に、「外国人等が」を「外国人等が」に改め、同条第二項中「旅客定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業」を「対外旅客定期航路事業又は一般不定期航路事業」に改め、同条第四項中「人の運送をする不定期航路事業」を「旅客不定期航路事業、一般不定期航路事業」に改める。

第四十三条ただし書中「人の運送をする船舶運航事業」を「旅客運送船舶運航事業」に改める。

第四十五条の五第一号中「第八条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条第二号中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条第三号中「第十九条の三第三項」を「第十九条の六第二項」に改める。

第四十六条第二号中「第十九条の三第一項」を「第十九条の六第一項」に改める。

第四十八条第一号中「第十九条の三第三項」を「第十九条の六第二項」に改め、同条第二号中「第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項」に改め、同条に次の三号を加える。

三　第十九条の七第一項の規定による登録を受けないで対外旅客定期航路事業を営んだとき。

四　第二十条第一項の規定による登録を受けないで貨客定期航路事業を営んだとき。

五　第二十二条第一項の規定による登録を受けないで一般不定期航路事業を営んだとき。

第四十九条の次に次の一条を加える。

第四十九条の二　第十九条の十四（第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による輸送施設の使用の停止又は事業の停止の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条第二号中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第三号中「第八条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条第四号中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第五号中「第十条」を「第九条」に改め、同条第六号中「第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項」に改め、同条第七号中「第七項」を「第十条の八」に、「第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項」に、「第十九条の六第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項」に、「第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項」を「第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項及び第三項並びに第二十一条の五」に改め、同条第九号中「第十条の三第五項（これらの規定を」を「第十条の四第四項若しくは第十条の六第三項（これらの規定を」に、「第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項」に改め、同条第十号中「第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項」に改め、同条第十号を削り、同条第十五号中「第十九条の四第三項」を「第十九条の十一（第二十条第三項及び第二十二条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に、「又は公示」を「又は第十九条の十一の規定による公示」に、「料金に」を「料金若しくは運送約款に」に、「又は料金を収受した」を「若しくは料金を収受し、又は運送契約を締結した」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第十六号から第十九号までを削り、第二十号を第十五号とし、第二十一号から第二十四号までを五号ずつ繰り上げる。

第五十一条中「第三十一条の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十九条の十第一項（第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第三十一条の規定に違反したとき。

第五十二条第一号中「第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十一条の五」を「第十九条の十六第一項、第二十一条の五並びに第二十二条第四項及び第五項」に改める。

第五十四条第二号中「第一号」の下に「及び第三号から第五号まで」を加える。

第五十六条中第四号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第三号中「第十九条の五第一項」を「第二十条の二第一項」に、「貨物定期航路事業（人の運送をするものを除く。）」を「、貨物専用定期航路事業」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「第十九条の二の三（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五」を「第十九条の四（第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　第十九条の十三第一項（第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を廃止した者